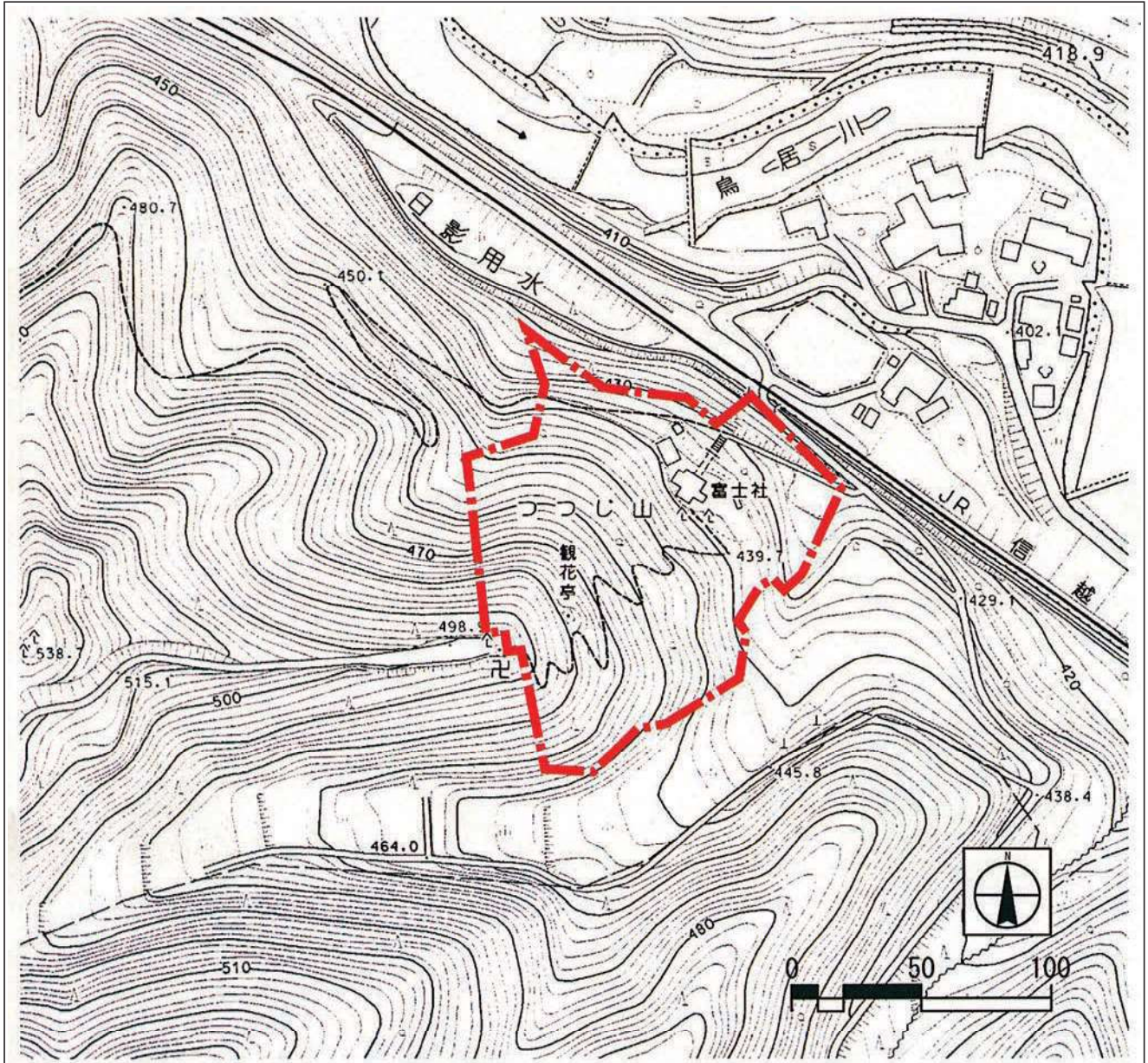


## 1. 屋外広告物特別規制地区

### 豊野 つつじ山公園地区

区 域：つつじ山公園の区域とその周辺 面積：1.5ha  
 指定日：平成19年11月1日

## 2. 指定区域



## 3. 地区の特徴

室町時代からヤマツツジが群生していたといわれ、現在も樹齢100年以上のヤマツツジが群生し、その数約1万株といわれています。群生地としては長野県北部随一の規模であり、特に5月には山の半分が花に覆われ、その美しさは他に類を見ないものです。

ヤマツツジの開花時期に限らず、県天然記念物指定のアカシデの巨木見物や、ふもとの富士社参拝を目的に一年を通じて人々が訪れる、地域でも有名な場所です。

## 4. 地域目標

### 「花咲く彩りあるつつじ山の風景を守る」

つつじ山はやまつつじが群生し、花咲く頃にはつつじ祭りが開催され、多くの人々が訪れ、地域の象徴的な場所になっていることから、この彩りある風景を後世に伝えていきます。

つつじ山公園の地区内に設置する広告物等は、公園と富士社に関する広告物のみとします。また、広告物等を設置する場合は、つつじ山から周辺への眺望や周辺からつつじ山への眺望を阻害しないものとします。

## 5. 特別規制地区基本方針

やまつつじが群生するつつじ山の彩りある景観を守るため、つつじ山周辺の自然との調和に配慮した広告物等の規制をします。

## 6. 特別規制地区設置基準 次に掲げる基準に適合する自己用広告物であること。

- ・許可申請は不要（基準以下で設置のこと）

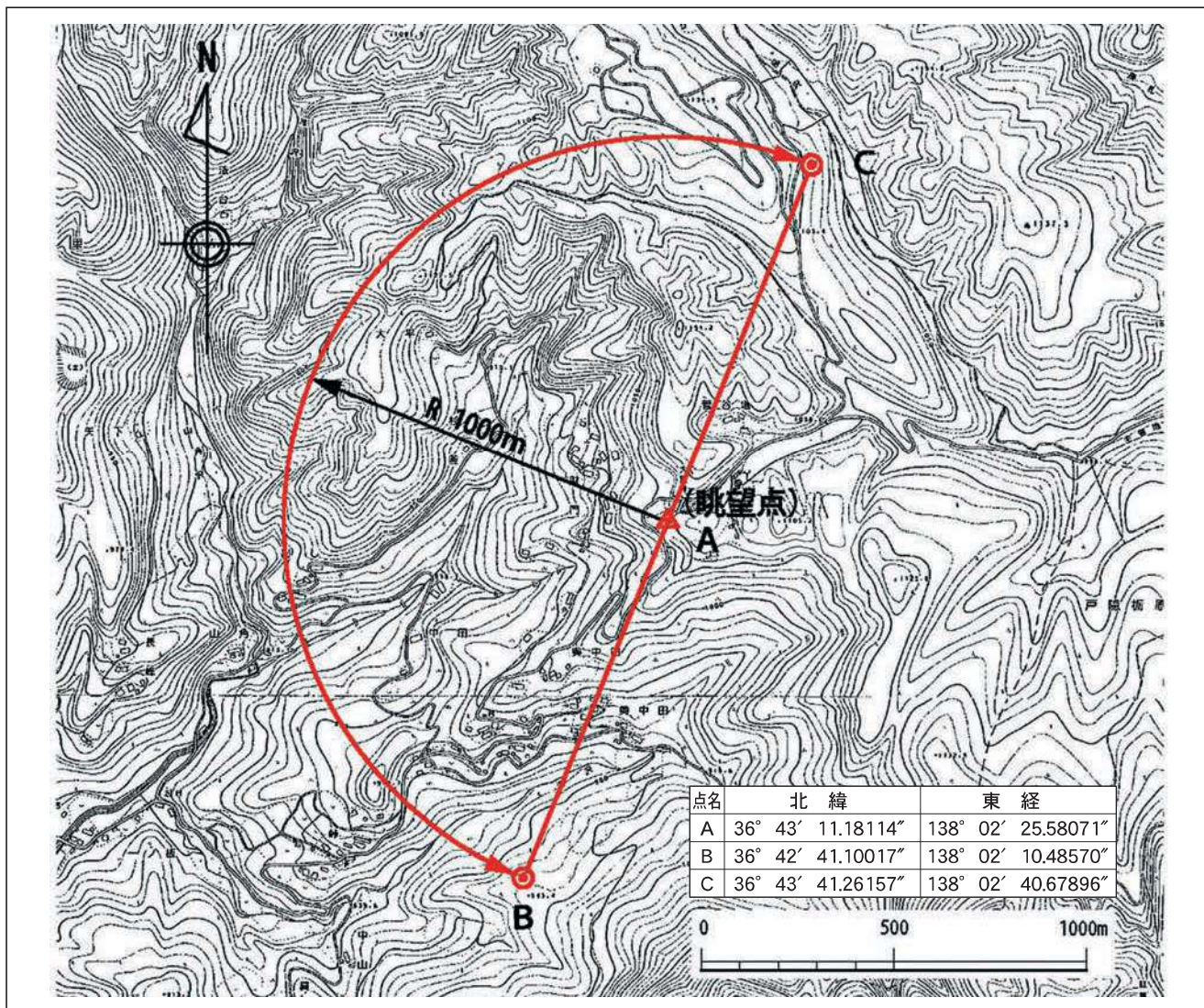
| 区 分                  |   | 基 準                                     |
|----------------------|---|---|
| 1 敷地内の総表示面積          |   | 10平方メートル以下                              |
| 屋上広告物<br>(1 建築物当たり)  |   | 表示し、又は設置しないこと。                          |
| 壁面広告物<br>(壁面 1 面当たり) | 表示面積  | 合計が建築物の鉛直投影面積の10分の4以下かつ5平方メートル以下        |
|                      | その他   | 窓面開口部をふさがないこと。<br>取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。 |
| 地上設置広告物<br>(1 基当たり)  | 高 さ   | 5メートル以下                                 |
|                      | 表示面積  | 1 面当たり 5 平方メートル以下                       |
| 壁面袖看板                | 設置できない建築物   | 軒のない建築物                                 |
|                      | 壁面からの出幅   | 1.5メートル以下かつ軒下からはみ出さないこと。                |
| 色 彩                  | 地色は、無彩色系又は彩度8以下の茶色系とし、使用する色の数は、地色を含めて3色以下とすること。                     |   |
| 材 質                  | 木、石又は木質観若しくは石質観のあるもの  |   |
| 照 明                  | 外側の照明の場合は、下向き照射とすること。   |   |
| そ の 他                | 次に掲げるものは、使用しないこと。<br>(ア) 反射光のある素材<br>(イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの |   |

## 1. 屋外広告物特別規制地区

### 鬼無里 だいぼうとうげ 大望峠地区

区 域：眺望点Aから北アルプスと戸隠西岳を望む1 km以内の範囲【下図の扇形ABCとの範囲】  
 指定日：平成19年11月1日

## 2. 指定区域



## 3. 地区の特徴

大望峠は、鬼無里と戸隠との境にある標高 1055mの峠です。県道脇に設けられた展望台からは、切り立つ断崖が印象的な戸隠連峰の西岳（2053m）や北アルプスの雄大な眺めを望むことができます。

## 4. 地域目標 「戸隠連峰西岳や北アルプスの眺望景観を守る」

大望峠は、戸隠連峰の西岳や北アルプスの雄大な眺めを望むことができる絶景地です。この素晴らしい眺望を大切に、多くの人々が訪れる場所として守り、後世に伝えていきます。

広告景観については、大望峠から一定の範囲内において、眺望景観を阻害しないようにし、周囲の自然景観と調和するようにします。

## 5. 特別規制地区基本方針

大望峠から眺望できる戸隠連峰の西岳と北アルプス連峰の雄大な景観を守るため、その周辺の自然との調和に配慮した広告物等の規制をします。

## 6. 特別規制地区設置基準 次に掲げる基準に適合する自己用広告物又は案内用広告物であること。

ア 自己用広告物の基準 ・許可申請は不要（基準以下で設置のこと）

| 区 分                 |   | 基 準  |
|---------------------|---|--|
| 1 敷地内の総表示面積         |   | 10平方メートル以下。ただし、1 敷地に複数の事業所等がある場合は、事業所等の数に10平方メートルを乗じて得た面積以下とする。  |
| 屋上広告物               | 位 置   | 最上階の屋上に表示し、又は設置しないこと。  |
|                     | 本体の高さ   | 建築物の高さの10分の6 以下  |
|                     | 個 数   | 建築物1 棟につき1 個   |
|                     | その他   | 建築物から横にはみ出さないこと。   |
| 壁面広告物<br>(壁面1 面当たり) | 表示面積  | 合計が建築物の鉛直投影面積の10分の4 以下   |
|                     | その他   | 窓面開口部をふさがないこと。<br>取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。  |
| 地上設置広告物<br>(1 基当たり) | 高 さ   | 5メートル以下  |
|                     | 表示面積  | (ア) 1 面当たり5 平方メートル以下 ((イ) の場合を除く。)<br>(イ) 1 敷地内にある複数の事業所等が合同で設置する集合看板である場合は、1 面当たりの表示面積が事業所等の数に5 平方メートルを乗じて得た面積以下かつ25平方メートル以下。ただし、合計50平方メートル以下とする。 |
| 壁面袖看板               | 上端の高さ   | 壁面の上端を超えないこと。  |
|                     | 壁面からの出幅   | 1.5メートル以下かつ敷地からはみ出さないこと。   |
| 色 彩                 | 地色は無彩色又は茶系色とし、使用する色の数は、地色を含めて3色以下とすること。                             |  |
| 照 明                 | 外側の照明の場合は、下向き照射とすること。   |  |
| そ の 他               | 次に掲げるものは、使用しないこと。<br>(ア) 反射光のある素材<br>(イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの |  |

イ 案内用広告物の基準 ・許可申請が必要

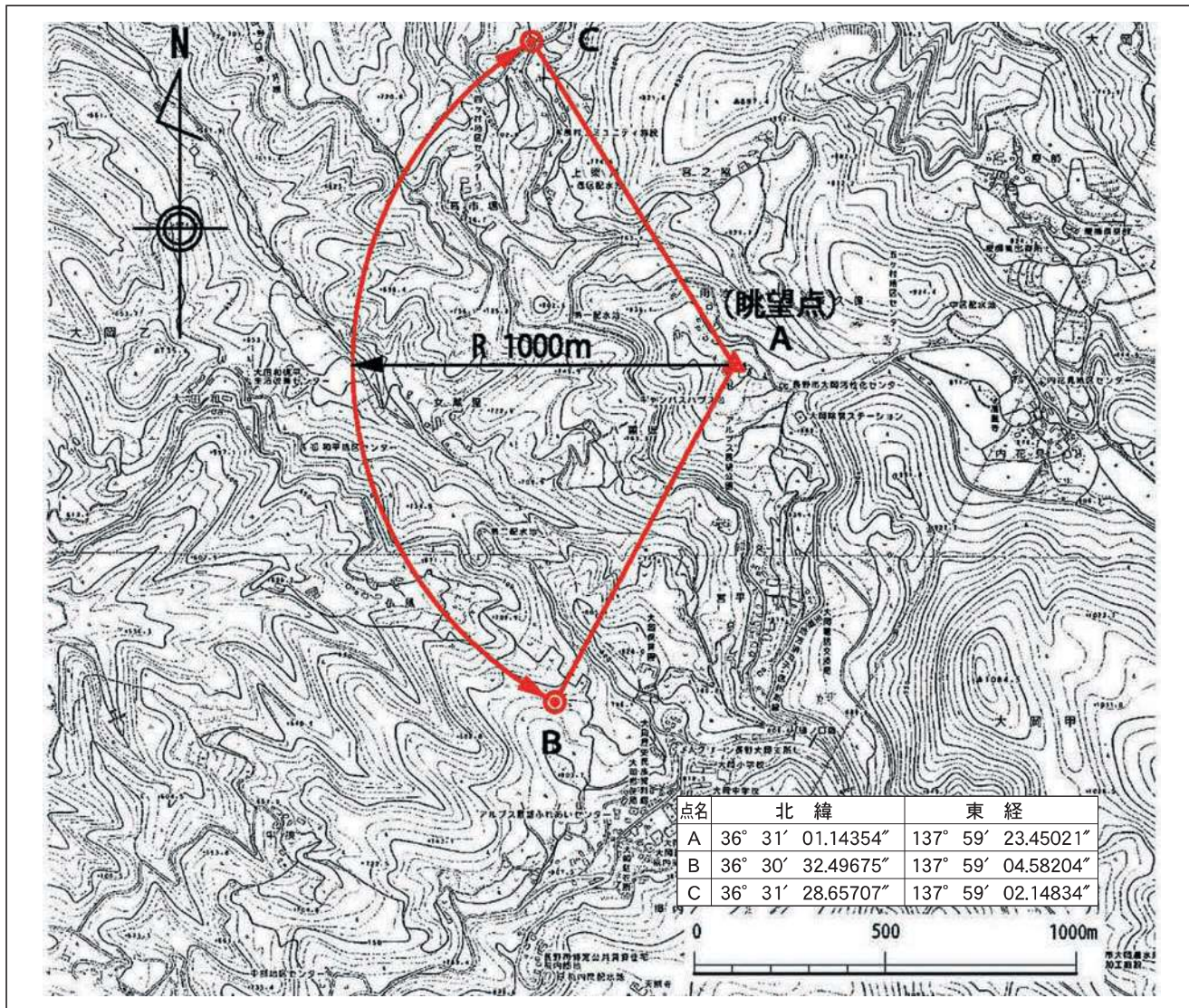
| 区 分     | 著名な地点又は公共的な施設への案内用広告物   | 事業所等への案内用広告物   |
|---------|---|--|
| 条 件     | 案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないものであること。   | 施設の敷地が本通り等に接していないため、広告物が本通り等から展望できないか著しく効果がない場合で、案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないものであること。                 |
| 表示面積    | 1 面当たり2 平方メートル以下かつ合計4 平方メートル以下。ただし、2 以上の地点又は施設への案内用広告物にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下かつ合計10平方メートル以下とする。 | 1 面当たり0.5平方メートル以下かつ合計1 平方メートル以下。ただし、2 以上の事業所等への案内用広告物にあっては、当該面積に当該事業所等の数に乗じて得た面積以下かつ合計10平方メートル以下とする。 |
| 地上からの高さ | 5メートル以下   |  |
| 色 彩     | 地色は、無彩色又は茶系色とし、使用する色の数は、地色を含めて3色以下とすること。  |  |
| 個 数     | 1 地点又は1 施設について特別規制地区の区域内に2 個以内  | 1 事業所等について本通り等の入口に1 個  |
| そ の 他   | 次に掲げるものは、使用しないこと。<br>(ア) 反射光のある素材<br>(イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの                                     |  |

## 1. 屋外広告物特別規制地区

### 大岡 アルプス展望公園地区

区 域：眺望点Aから北アルプスを望む1 km以内の範囲【下図の扇形ABCとの範囲】  
 指定日：平成19年11月1日

## 2. 指定区域



## 3. 地区の特徴

北は白馬岳、南は常念岳まで雄大な北アルプス連峰を一望でき、さらに大岡の集落の全体像を見渡すことのできる場所です。パノラマで雄大な自然を満喫できることに加え、公園内には芝生広場やキャンパスハウスがあり「アルプス展望の地」にふさわしい貴重な景観資源となっています。

## 4. 地域目標 「雄大な山岳、豊かな自然を満喫できる眺望景観を守る」

北アルプス連峰を一望し、パノラマで雄大な自然を満喫できる公園です。多くの人々が訪れ、そこからの雄大な山岳、豊かな自然景観を楽しむ場所として守り、後世に伝えていきます。

広告景観については、アルプス展望公園から一定の範囲内において、眺望景観を阻害しないようにし、周囲の自然景観と調和するようにします。

## 5. 特別規制地区基本方針

アルプス展望公園から眺望できる北アルプス連峰の雄大な景観を守るため、その周辺の自然との調和に配慮した広告物等の規制をします。

## 6. 特別規制地区設置基準 次に掲げる基準に適合する自己用広告物又は案内用広告物であること。

ア 自己用広告物の基準 ・許可申請は不要（基準以下で設置のこと）

| 区 分                 |         | 基 準  |
|---------------------|---------|--|
| 1 敷地内の総表示面積         |         | 10平方メートル以下。ただし、1 敷地に複数の事業所等がある場合は、事業所等の数に10平方メートルを乗じて得た面積以下とする。  |
| 屋上広告物               | 位 置     | 最上階の屋上に表示し、又は設置しないこと。  |
|                     | 本体の高さ   | 建築物の高さの10分の6 以下  |
|                     | 個 数     | 建築物1 棟につき1 個   |
|                     | その他     | 建築物から横にはみ出さないこと。   |
| 壁面広告物<br>(壁面1 面当たり) | 表示面積    | 合計が建築物の鉛直投影面積の10分の4 以下   |
|                     | その他     | 窓面開口部をふさがないこと。<br>取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。  |
| 地上設置広告物<br>(1 基当たり) | 高 さ     | 5 メートル以下   |
|                     | 表示面積    | (ア) 1 面当たり5 平方メートル以下 ((イ) の場合を除く。)<br>(イ) 1 敷地内にある複数の事業所等が合同で設置する集合看板である場合は、1 面当たりの表示面積が事業所等の数に5 平方メートルを乗じて得た面積以下かつ25平方メートル以下。ただし、合計50平方メートル以下とする。 |
| 壁面袖看板               | 上端の高さ   | 壁面の上端を超えないこと。  |
|                     | 壁面からの出幅 | 1.5メートル以下かつ敷地からはみ出さないこと。   |
| 色 彩                 |         | 地色は無彩色又は茶系色とし、使用する色の数は、地色を含めて3色以下とすること。  |
| 照 明                 |         | 外側の照明の場合は、下向き照射とすること。  |
| そ の 他               |         | 次に掲げるものは、使用しないこと。<br>(ア) 反射光のある素材<br>(イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの  |

イ 案内用広告物の基準 ・許可申請が必要

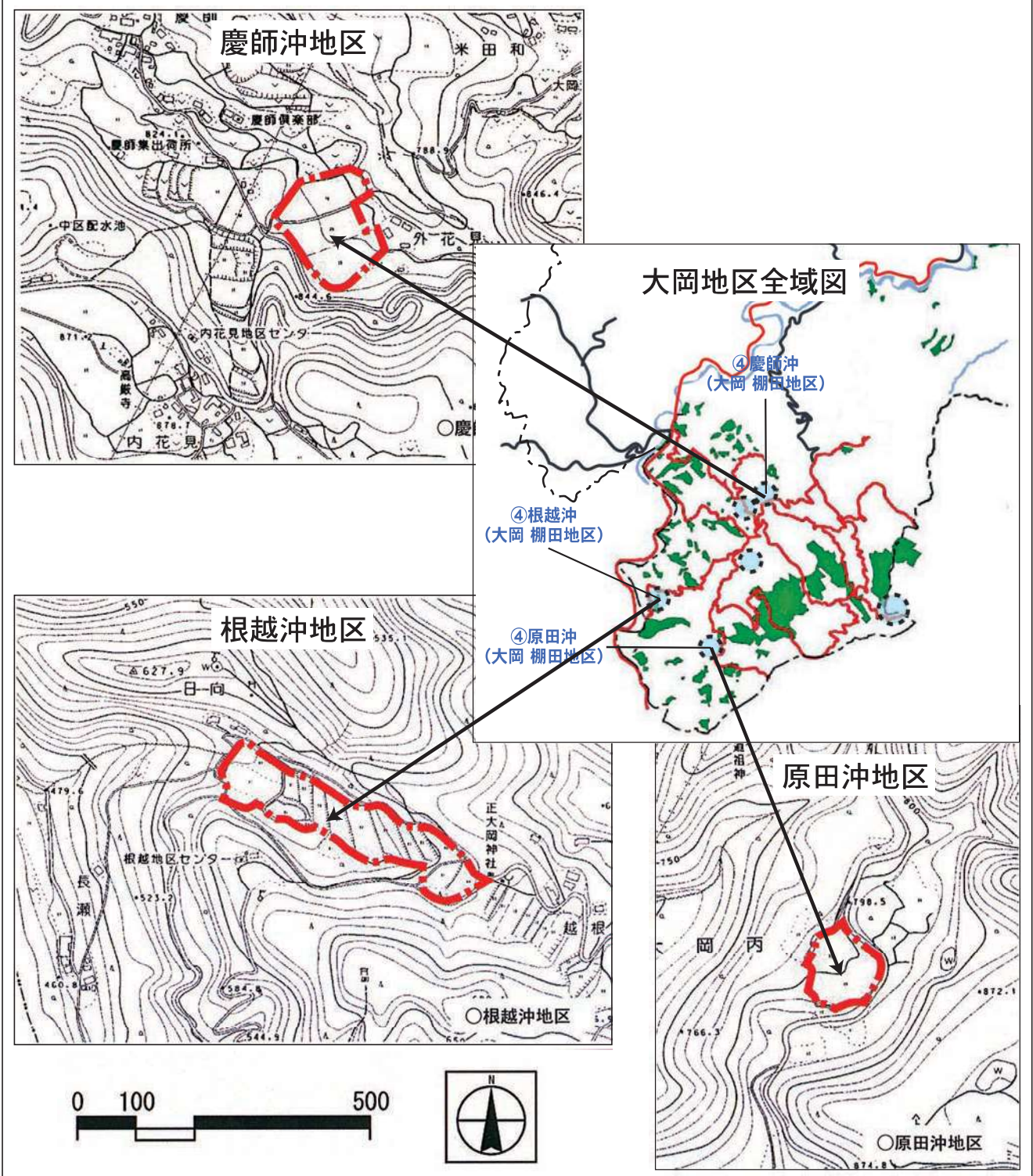
| 区 分     | 著名な地点又は公共的な施設への案内用広告物   | 事業所等への案内用広告物   |
|---------|---|--|
| 条 件     | 案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないものであること。   | 施設の敷地が本通り等に接していないため、広告物が本通り等から展望できないか著しく効果がない場合で、案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないものであること。                 |
| 表示面積    | 1 面当たり2 平方メートル以下かつ合計4 平方メートル以下。ただし、2 以上の地点又は施設への案内用広告物にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下かつ合計10平方メートル以下とする。 | 1 面当たり0.5平方メートル以下かつ合計1 平方メートル以下。ただし、2 以上の事業所等への案内用広告物にあっては、当該面積に当該事業所等の数に乗じて得た面積以下かつ合計10平方メートル以下とする。 |
| 地上からの高さ | 5 メートル以下  |  |
| 色 彩     | 地色は、無彩色又は茶系色とし、使用する色の数は、地色を含めて3色以下とすること。  |  |
| 個 数     | 1 地点又は1 施設について特別規制地区の区域内に2 個以内  | 1 事業所等について本通り等の入口に1 個  |
| そ の 他   | 次に掲げるものは、使用しないこと。<br>(ア) 反射光のある素材<br>(イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの                                     |  |

## 1. 屋外広告物特別規制地区

### 大岡 棚田地区／<sup>けいしおき</sup>慶師沖地区・<sup>ねごしおき</sup>根越沖地区・<sup>はらだおき</sup>原田沖地区

「日本の棚田100選」選定区域、慶師沖地区：2.0ha、根越沖地区：3.3ha、原田沖地区：1.7ha  
 指定日：平成19年11月1日

## 2. 指定区域



### 3. 地区の特徴

長年にわたり地域に住み農業を営む人々と自然との関わりの中で棚田耕作の伝統文化を維持し、農村の原風景といえる素朴な風景を今に残している地区です。3地区ともに国土保全・景観・伝統文化の維持保全等の面で日本の棚田百選(農林水産省)に選定されています。

### 4. 地域目標 「農村の原風景、山村の美しい伝統の風景として保全する」

棚田の風景は、日本の農村の原風景であり、山村の美しい伝統・文化を継承する風景でもあります。あぜが描いた美しい曲線と、季節の流れにしたがい稲が奏でる彩りの風景を守り育てます。

広告景観については、棚田のある風景を阻害しないようにし、周囲の自然景観と調和するようにします。

### 5. 特別規制地区基本方針

日本の農村の原風景である棚田の景観を守るため、棚田を中心とした周辺の自然との調和に配慮した広告物等の規制をします。

### 6. 特別規制地区設置基準 次に掲げる基準に適合する自己用広告物であること。

- ・許可申請は不要(基準以下で設置のこと)

| 区 分                |           | 基 準   |
|--------------------|-----------|---|
| 1敷地内の総表示面積         |           | 10平方メートル以下  |
| 屋上広告物<br>(1建築物当たり) |           | 表示し、又は設置しないこと。  |
| 壁面広告物<br>(壁面1面当たり) | 表示面積      | 合計が建築物の鉛直投影面積の10分の4以下かつ5平方メートル以下                                    |
|                    | その他       | 窓面開口部をふさがないこと。<br>取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。                             |
| 地上設置広告物<br>(1基当たり) | 高さ        | 5メートル以下   |
|                    | 表示面積      | 1面当たり5平方メートル以下  |
| 壁面袖看板              | 設置できない建築物 | 軒のない建築物   |
|                    | 壁面からの出幅   | 1.5メートル以下かつ軒下からはみ出さないこと。  |
| 色 彩                |           | 地色は、無彩色又は彩度を8以下の茶系色とし、使用する色の数は、地色を含めて3色以下とすること。                     |
| 材 質                |           | 木、石又は木質観若しくは石質観のあるもの  |
| 照 明                |           | 外側の照明の場合は、下向き照射とすること。   |
| そ の 他              |           | 次に掲げるものは、使用しないこと。<br>(ア) 反射光のある素材<br>(イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの |



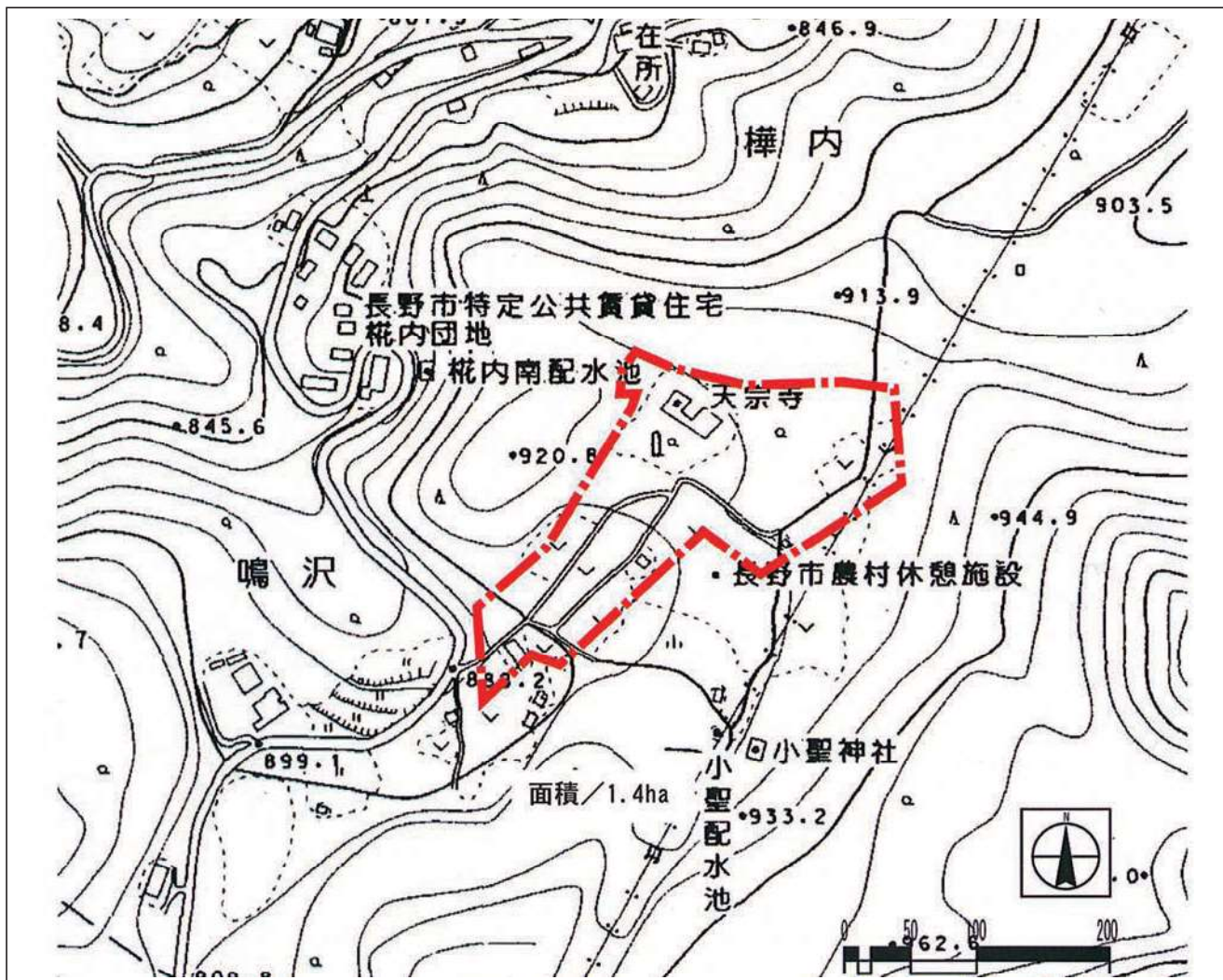
## 1. 屋外広告物特別規制地区

### 大岡 <sup>てんそうじ</sup>天宗寺地区

区 域：天宗寺の区域と市道大岡天宗寺線及び市道大岡天宗寺1号支線の両側20mの範囲  
面積：2.5ha

指定日：平成19年11月1日

## 2. 指定区域



## 3. 地区の特徴

天宗寺は、県道丸子信州新線から約200m奥まった所に建つ閑静な寺で、その正面には、いにしえから人々にあがめられ「合掌桜」と呼ばれているシダレザクラがあります。

また、この地区周辺はアルプスの眺めが望めるとともに、素朴な山村風景に包まれた豊かな自然に恵まれています。

## 4. 地域目標 「歴史的・文化的景観と周囲の自然景観が融合する景観を守る」

天宗寺は、いにしえから、心の拠り所として、また憩いの場として、地域住民に親しまれている寺であり、正面の由緒あるシダレザクラの古木とともに、歴史的・文化的な景観をかもし出しています。この歴史的・文化的景観と周囲の自然環境が融合する景観を後世に伝えていきます。

広告景観については、天宗寺の風格ある歴史的・文化的景観と周囲の自然環境が融合する景観に調和したものとしします。

## 5. 特別規制地区基本方針

天宗寺と自然風景が一体となって形成する景観を守るため、天宗寺及びその周辺の自然との調和に配慮した広告物等の規制をします。

## 6. 特別規制地区設置基準 次に掲げる基準に適合する自己用広告物又は案内用広告物であること。

### ア 天宗寺内区域における自己用広告物の基準 ・許可申請は不要（基準以下で設置のこと）

| 区 分            | 基 準   |   |
|----------------|---|---|
| 1敷地内の総表示面積     | 10平方メートル以下  |   |
| 屋上広告物（1建築物当たり） | 表示し、又は設置しないこと。  |   |
| 壁面広告物（壁面1面当たり） | 表示面積  | 合計が建築物の鉛直投影面積の10分の4以下かつ5平方メートル以下        |
|                | その他   | 窓面開口部をふさがないこと。<br>取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。 |
| 地上設置広告物（1基当たり） | 高さ  | 5メートル以下                                 |
|                | 表示面積  | 1面当たり5平方メートル以下とすること。                    |
| 壁面袖看板          | 設置できない建築物   | 軒のない建築物                                 |
|                | 壁面からの出幅   | 1.5メートル以下かつ軒下からはみ出さないこと。                |
| 色 彩            | 地色は、無彩色又は彩度8以下の茶系色とし、使用する色の数は、地色を含めて3色以下とすること。                      |   |
| 材 質            | 木、石又は木質観若しくは石質観のあるもの  |   |
| 照 明            | 外側の照明の場合は、下向き照射とすること。   |   |
| そ の 他          | 次に掲げるものは、使用しないこと。<br>(ア) 反射光のある素材<br>(イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの |   |

### イ 天宗寺沿線区域における自己用広告物の基準 ・許可申請は不要（基準以下で設置のこと）

| 区 分            | 基 準  |   |
|----------------|--|---|
| 1敷地内の総表示面積     | 10平方メートル以下。ただし、1敷地に複数の事業所がある場合は、事業所等の数に10平方メートルを乗じて得た面積以下とする。      |   |
| 屋上広告物          | 位 置  | 最上階の屋上に表示し、又は設置しないこと。   |
|                | 本体の高さ  | 建築物の高さの10分の6以下  |
|                | 個 数  | 建築物1棟につき1個  |
|                | その他  | 建築物から横にはみ出さないこと。  |
| 壁面広告物（壁面1面当たり） | 表示面積   | 合計が建築物の鉛直投影面積の10分の4以下   |
|                | その他  | 窓面開口部をふさがないこと。<br>取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。   |
| 地上設置広告物（1基当たり） | 高 さ  | 5メートル以下   |
|                | 表示面積   | (ア) 1面当たり5平方メートル以下（イ）の場合を除く）<br>(イ) 1敷地内にある複数の事業所等が合同で設置する集合看板である場合は、1面当たりの表示面積が事業者等の数に5平方メートルを乗じて得た面積以下かつ25平方メートル以下とする。ただし50平方メートル以下とする。 |
| 壁面袖看板          | 上端の高さ  | 壁面の上端を超えないこと。   |
|                | 壁面からの出幅  | 1.5メートル以下かつ敷地からはみ出さないこと。  |
| 色 彩            | 地色は、無彩色又は茶系色とし、使用する色の数は、地色を含めて3色以下とすること。                           |   |
| 照 明            | 外側の照明の場合は、下向き照射とすること。  |   |
| そ の 他          | 次に掲げるものは、使用しないこと。<br>(ア) 反射光のある素材<br>(イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これに類するもの |   |

### ウ 天宗寺沿線区域における案内用広告物の基準 ・許可申請が必要

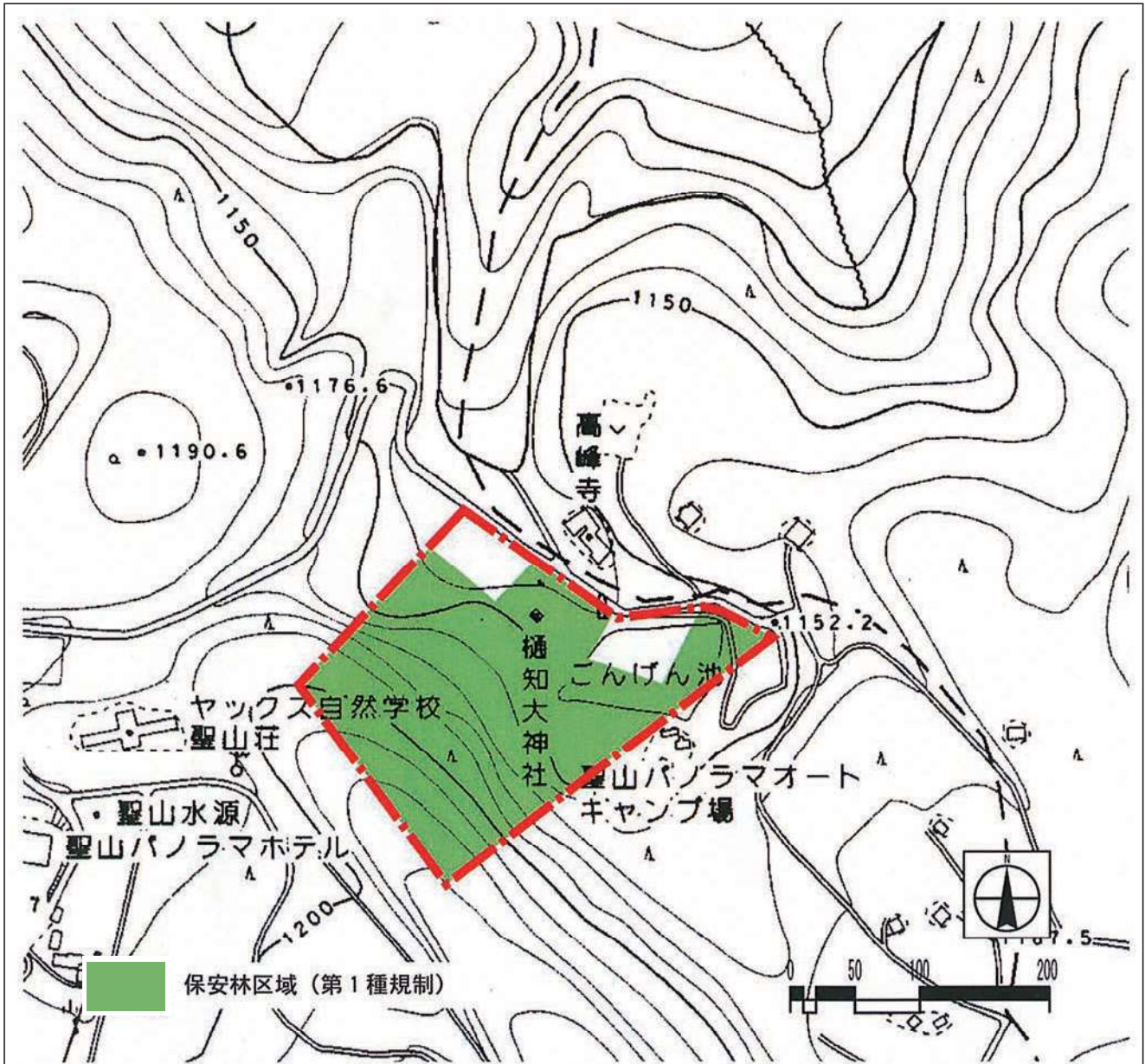
| 区 分     | 著名な地点又は公共的な施設への案内用広告物   | 事業所等への案内用広告物  |
|---------|---|---|
| 条 件     | 案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないものであること。   | 施設の敷地が本通り等に接していないため、広告物が本通り等から展望できないか著しく効果がない場合で、案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないものであること。              |
| 表示面積    | 1面当たり2平方メートル以下かつ合計4平方メートル以下。ただし、2以上の地点又は施設への案内用広告物にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数を乗じて得た面積以下かつ合計10平方メートル以下とする。 | 1面当たり0.5平方メートル以下かつ合計1平方メートル以下。ただし、2以上の事業所等への案内用広告物にあっては、当該面積に当該事業所等の数を乗じて得た面積以下かつ合計10平方メートル以下とする。 |
| 地上からの高さ | 5メートル以下   |   |
| 色 彩     | 地色は、無彩色又は茶系色とし、使用する色の数は、地色を含めて3色以下とすること。  |   |
| 個 数     | 1地点又は1施設について特別規制地区の区域内に2個以内   | 1事業所等について本通り等の入口に1個   |
| そ の 他   | 次に掲げるものは、使用しないこと。<br>(ア) 反射光のある素材<br>(イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これに類するもの                                  |   |

## 1. 屋外広告物特別規制地区

### 大岡 ひじりだい 樋知大神社

区 域：樋知大神社の区域 面積：4.2ha  
 指定日：平成19年11月1日

## 2. 指定区域



## 3. 地区の特徴

水の神として親しまれてきた樋知大神社の境内には、雨乞いの儀式がおこなわれたという「おたね池（市有形文化財）」があり、今なお豊富な湧水に恵まれています。

また、周縁部には本州内陸部としては珍しい特徴をもったブナ林が残っています。

## 4. 地域目標

### 「自然資源と歴史的資源が融合した景観を守る」

歴史を感じさせる杉並木の神社参道を抜けると、今なお冷たい水がこんこんと湧き出ている「おたね池」や自然の奥深さを感じる周辺のブナ林など、自然と歴史的資源に恵まれた地区であり、これらが融合して生まれる景観を後世に伝えていきます。

広告景観については、自然資源と歴史的資源が融合した景観と調和したものとします。

## 5. 特別規制地区基本方針

樋知大神社とその周辺にあるブナ林が一体となって形成する風景を守るため、樋知大神社及びその周辺の自然との調和に配慮した広告物等の規制をします。

## 6. 特別規制地区設置基準 次に掲げる基準に適合する自己用広告物であること。

- ・許可申請は不要（基準以下で設置のこと）

| 区 分                  | 基 準   |
|----------------------|---|
| 1 敷地内の総表示面積          | 10平方メートル以下  |
| 屋上広告物<br>(1 建築物当たり)  | 表示し、又は設置しないこと。  |
| 壁面広告物<br>(壁面 1 面当たり) | 表示面積 合計が建築物の鉛直投影面積の10分の4以下かつ5平方メートル以下                               |
|                      | その他 窓面開口部をふさがないこと。<br>取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。                         |
| 地上設置広告物<br>(1 基当たり)  | 高さ 5メートル以下  |
|                      | 表示面積 1面当たり5平方メートル以下   |
| 壁面袖看板                | 設置できない建築物 軒のない建築物   |
|                      | 壁面からの出幅 1.5メートル以下かつ軒下からはみ出さないこと。                                    |
| 色 彩                  | 地色は、無彩色又は彩度を8以下の茶系色とし、使用する色の数は、地色を含めて3色以下とすること。                     |
| 材 質                  | 木、石又は木質観若しくは石質観のあるもの  |
| 照 明                  | 外側の照明の場合は、下向き照射とすること。   |
| そ の 他                | 次に掲げるものは、使用しないこと。<br>(ア) 反射光のある素材<br>(イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの |

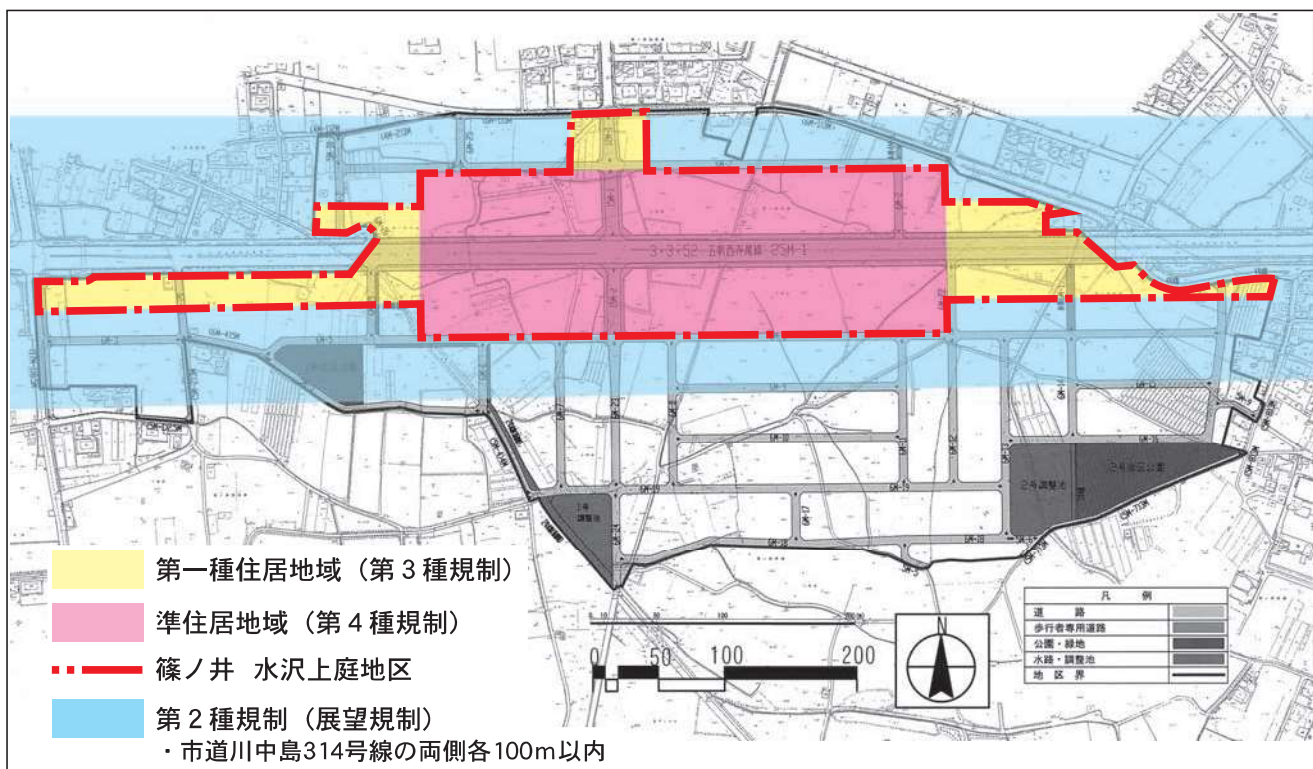
## 1. 屋外広告物特別規制地区

### 篠ノ井 じょうてい 水沢上庭地区

区 域：水沢上庭地区地区計画区域内の第一種住居地域・準住居地域 面積：8.2ha  
 指定日：平成23年9月1日

## 2. 指定区域

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第1項の規定により告示された長野都市計画水沢上庭地区地区計画の区域のうち、同法第2章の規定により定められた第一種住居地域及び準住居地域



## 3. 地区の特徴

水沢上庭地区は長野オリンピック冬季競技大会の開閉会式場であった長野オリンピックスタジアム（南長野運動公園）の東側に位置し、オリンピックの開閉会式場に連絡する幹線として整備された都市計画道路・五明西寺尾線が地区中央にあります。

また、この地区は東に松代の神秘的で雄大な<sup>あまかさり</sup>尼巖山及び奇妙山、西に北アルプスを望むことができ、南側には田園風景が広がり、山並みを借景として望むことができます。

#### 4. 地域目標 「象徴的景観と自然景観が融合する景観を守り、にぎわいを演出する景観を形成する」

水沢上庭地区は長野オリンピックスタジアム（南長野運動公園）及び五明西寺尾線など長野オリンピック冬季競技大会を思い起こさせる象徴的な景観であるとともに、周囲の山並みの展望及び南側に広がる田園風景など自然景観に恵まれた地区であり、これらが融合して生まれる景観を後世に伝えていきます。

また、土地区画整理事業の実施により建設される店舗、事務所、住宅等は人々が集う「まち」を新たに生み出すものであり、にぎわいを演出する景観の形成を目指します。

広告景観については、象徴的景観と自然景観が融合する景観を守り、これらと調和したにぎわいを演出するものとしします。

#### 5. 特別規制地区基本方針

長野オリンピックスタジアムを中心とした公園施設及び周辺の田園並びにそれらを囲む山なみが一体となって形成する地域の風致を維持するため、当該地域における風致と著しく不調和とならない広告物等の規制をします。

#### 6. 特別規制地区設置基準 次に掲げる基準に適合する自己用広告物であること。

自己用広告物の基準 ・敷地全体で10平方メートルを超える場合は許可申請が必要

| 区 分                 | 基 準   |                                      |
|---------------------|---|--------------------------------------|
| 1 敷地内の総表示面積         | 200平方メートル以下   |                                      |
| 屋上広告物<br>(1 建築物当たり) | 本体の高さ   | 建築物の高さの10分の4以下                       |
|                     | 地上からの高さ   | 13メートル以下                             |
|                     | 表示面積  | 1面当たり50平方メートル以下で合計150平方メートル以下        |
|                     | 縦横の割合   | 縦を横の10分の10以下とすること。                   |
|                     | 個数  | 建築物1棟につき1個                           |
| その他                 | 建築物から横にはみ出さないこと。  |                                      |
| 壁面広告物<br>(壁面1面当たり)  | 表示面積  | 合計が建築物の鉛直投影面積の10分の4以下で50平方メートル以下     |
|                     | その他   | 窓面開口部をふさがれないこと。取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。 |
| 地上設置広告物<br>(1基当たり)  | 高さ  | 10メートル以下                             |
|                     | 表示面積  | 1面当たり25平方メートル以下で合計50平方メートル以下         |
| 壁面袖看板               | 上端の高さ   | 壁面の上端を超えないこと。                        |
|                     | 壁面からの出幅   | 1.5メートル以下かつ敷地からはみ出さないこと。             |
| 色 彩                 | 地色の彩度8以下  |                                      |
| 照 明                 | 外側の照明の場合は、下向き照射とすること。ただし、近隣住宅に光害を与えるおそれがある場合等やむを得ない場合は、この限りでない。     |                                      |
| そ の 他               | 次に掲げるものは、使用しないこと。<br>(ア) 反射光のある素材<br>(イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの |                                      |

案内用広告物の基準 ・許可申請が必要

| 区 分     | 著名な地点又は公共的な施設への案内用広告物   | 事業所等への案内用広告物  |
|---------|---|---|
| 条 件     | 案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないものであること。   | 施設の敷地が本通り等に接していないため、広告物が本通り等から展望できないか著しく効果がない場合で、案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないものであること。              |
| 表示面積    | 1面当たり2平方メートル以下かつ合計4平方メートル以下。ただし、2以上の地点又は施設への案内用広告物にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数を乗じて得た面積以下かつ合計10平方メートル以下とする。 | 1面当たり0.5平方メートル以下かつ合計1平方メートル以下。ただし、2以上の事業所等への案内用広告物にあっては、当該面積に当該事業所等の数を乗じて得た面積以下かつ合計10平方メートル以下とする。 |
| 地上からの高さ | 5メートル以下   |   |
| 色 彩     | 地色の彩度8以下  |   |
| 距 離     | 案内する公共的な施設までの距離が1キロメートル以内。ただし、著名な地点への案内用広告物については、適用しない。   | 案内する事業所等までの距離が100メートル以内   |
| 個 数     | 1地点又は1施設について特別規制地区の区域内に2個以内   | 1事業所等について本通り等の入口に1個   |
| そ の 他   | 次に掲げるものは、使用しないこと。<br>(ア) 反射光のある素材<br>(イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの                                 |   |

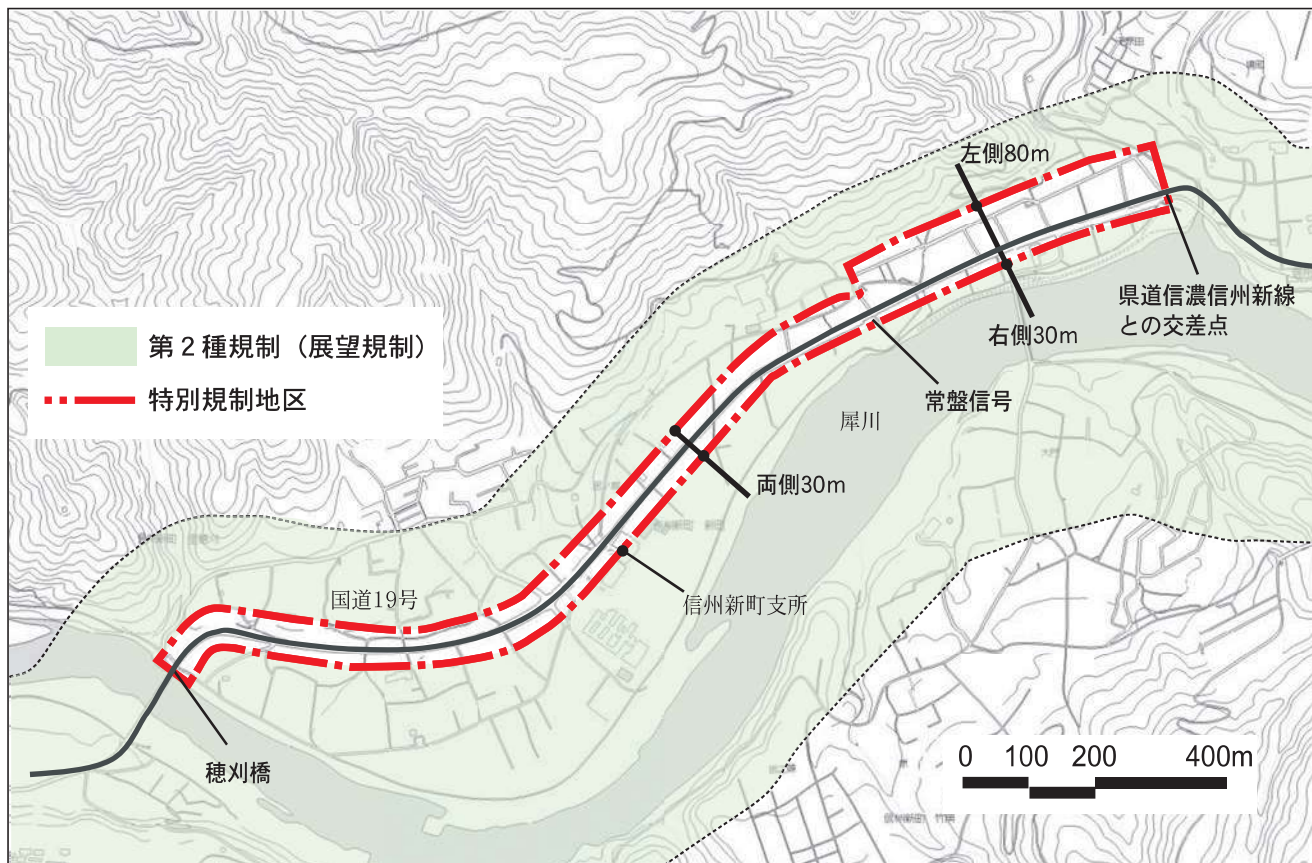
## 1. 屋外広告物特別規制地区

### 信州新町地区

区 域：国道19号の県道長野信州新線との交差点から穂刈橋までの区域 面積：10.9ha  
 指定日：平成24年10月1日



## 2. 指定区域



## 3. 地区の特徴

本地区は、国道19号が地区の中央部にあり、周囲には犀川とそれに連なる山々が広がっている。

また、この地区は、国道19号の拡幅に伴い、色彩・材質等を統一した建物又は暖簾・看板など、地元住民の自主的な取組みにより、景観整備への機運が高まっている。

さらに、この地区は信州新町地域の住民の日常生活を支える中心的な地区で、小売店、食堂又は酒造場などが立地しており、国道19号のほかの区間と比べ商業施設が多い地区である。

## 4. 地域目標 「自然景観を守り、地域住民の景観形成に不調和とならない、地域経済のにぎわいを演出する」

信州新町地区の四季折々の色彩を奏でる雄大な犀川とその周囲の山々が織りなす溪谷が広がる豊かな自然景観を後生に伝えていきます。

また、色彩・材質等を統一した建物又は暖簾・看板など、周囲の自然景観と一体となった良好な景観形成に対する地元住民の自主的な取り組みへの支援をします。

さらに、信州新町地域の中心地として、おもに既存商店街による地域経済のにぎわい景観の形成を目指します。

## 5. 特別規制地区基本方針

犀川とその周囲の山々が織りなす自然景観及び色彩や材質の統一など地域住民の自主的な取り組みによる良好な景観が形成する風致を維持するため、当該地域における風致と著しく不調和とならない広告物等の規制を行う。

## 6. 特別規制地区設置基準 次に掲げる基準に適合する自己用広告物又は案内用広告物であること。

自己用広告物の基準 ・ 敷地全体で10平方メートルを超える場合は許可申請が必要

| 区 分                  | 基 準   |   |
|----------------------|---|---|
| 1 敷地内の総表示面積          | 50平方メートル以下  |   |
| 屋上広告物<br>(1 建築物当たり)  | 本体の高さ   | 建築物の高さの10分の6 以下かつ 5 m以下   |
|                      | 個数  | 建築物 1 棟につき 1 個  |
|                      | その他   | 建築物から横にはみ出さないこと。  |
| 壁面広告物<br>(壁面 1 面当たり) | 表示面積  | 合計が建築物の鉛直投影面積の10分の4 以下  |
|                      | その他   | 窓面開口部をふさがないこと。取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。   |
| 地上設置広告物<br>(1 基当たり)  | 高さ  | 10メートル以下  |
|                      | 表示面積  | (ア) 1 面当たり10平方メートル以下で合計20平方メートル以下((イ)の場合を除く。)<br>(イ) 1 敷地内にある複数の事業所等が合同で設置する集合看板である場合は、1 面当たりの表示面積が事務所等の数に10平方メートルを乗じて得た面積以下で25平方メートル以下とする。ただし、合計50平方メートル以下とする。 |
| 壁面袖看板                | 上端の高さ   | 壁面の上端を超えないこと。   |
|                      | 下端の高さ   | 道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上  |
|                      | 壁面からの出幅   | 1.5メートル以下   |
|                      | 道路上への出幅   | 1 メートル以下  |
| 照 明                  | 外側の照明の場合は、下向き照射とすること。ただし、近隣住宅に光害を与えるおそれがある場合等やむを得ない場合は、この限りでない。     |   |
| そ の 他                | 次に掲げるものは、使用しないこと。<br>(ア) 反射光のある素材<br>(イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの |   |

案内用広告物の基準 ・ 許可申請が必要

| 区 分     | 著名な地点又は公共的な施設への案内用広告物  | 事業所等への案内用広告物   |
|---------|--|--|
| 条 件     | 案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないものであること。  | 施設の敷地が本通り等に接していないため、広告物が本通り等から展望できないか著しく効果がない場合で、案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないものであること。                       |
| 表示面積    | 1 面当たり 2 平方メートル以下かつ合計 4 平方メートル以下。ただし、2 以上の地点又は施設への案内用広告物にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下で、かつ、合計10平方メートル以下とする。 | 1 面当たり 0.5 平方メートル以下かつ合計 1 平方メートル以下。ただし、2 以上の事業所等への案内用広告物にあっては、当該面積に当該事業所等の数に乗じて得た面積以下で、かつ、合計10平方メートル以下とする。 |
| 地上からの高さ | 5 メートル以下   |  |
| 色 彩     | 地色の彩度 8 以下   |  |
| 距 離     | 案内する公共的な施設までの距離が 1 キロメートル以内。ただし、著名な地点への案内用広告物については、適用しない。  | 案内する事業所等までの距離が100メートル以内  |
| 個 数     | 1 地点又は 1 施設について特別規制地区の区域内に 2 個以内   | 1 事業所等について本通り等の入口に 1 個   |
| そ の 他   | 次に掲げるものは、使用しないこと。<br>(ア) 反射光のある素材<br>(イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの  |  |